

建築物に太陽光発電装置等を設置する場合に必要な図面等

宇治市都市整備部
 歴史まちづくり推進課
 電話 0774 - 20 - 8918(直通)
 (景観係)

1 風致地区内において建築工事と同時に太陽光発電装置等を設置する場合 建築物関係の図書に加え、以下の表に示す図面が必要です。

種 別	表示すべき事項等	縮尺
配 置 図	・ 方位，敷地境界線，道路の位置，敷地内における建物等の位置を記入	1/100 程度
屋 根 伏 図 (配置図と兼用可)	・ 方位，太陽光発電装置の位置を表示 ・ メーカー，品番及びパネルの総面積を記入	
立 面 図	・ 太陽光発電装置を設置する面すべてを表示 ・ 装置の位置を表示 ・ 地上から装置の最高部までの高さを記入 ・ メーカー，品番及びパネルの総面積を記入	

太陽光発電装置のカタログのコピーの提出を求める場合があります。

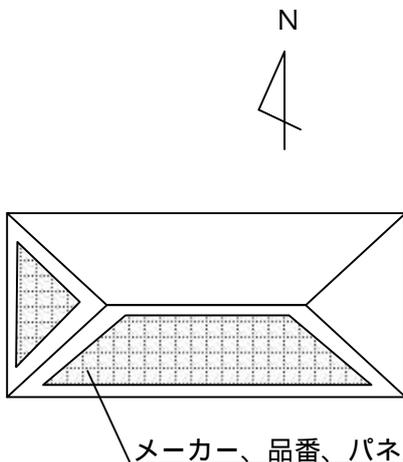
建築物等の申請図書に併せて、正・副ともに加えてください。

なお、申請書に添付する説明書（条例別表様式第2号参照）は、建築物説明書に加え、工作物説明書の添付も必要となります。

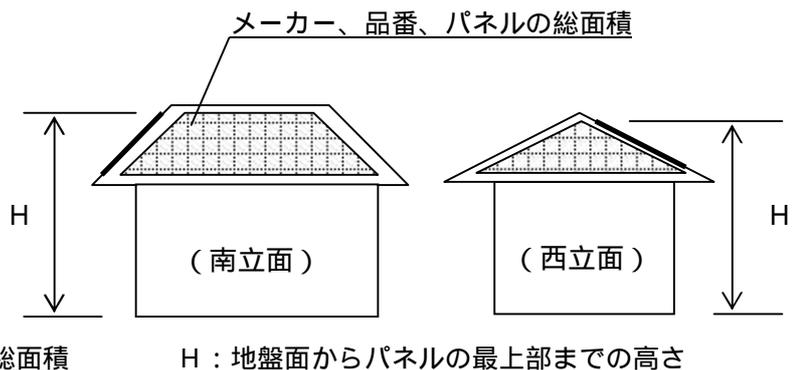
また、太陽光パネルを屋根材として使用する場合など太陽光発電装置等の設置内容によっては、建築物説明書に記入することが必要となる部分もあります。

(例)

屋根伏図



立面図



2 風致地区内において太陽光発電装置を設置する許可申請に必要な書類

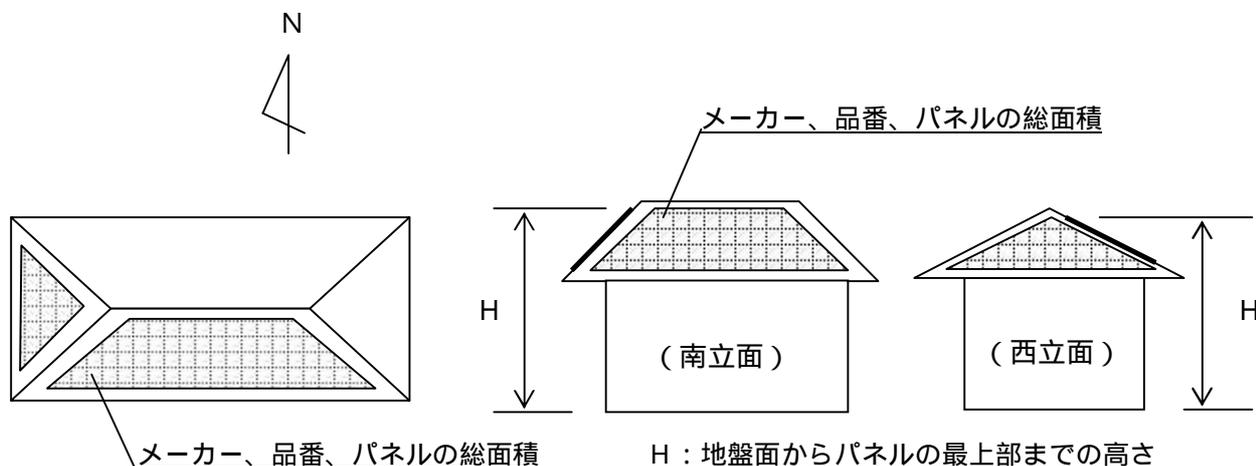
図書の種類	記載内容等	備考
申請書 及び 説明書	(説明書は工作物説明書を使用することとなりますが、太陽光パネルを屋根材として使用する場合など、太陽光発電装置等の設置内容によっては、建築物説明書への記入が必要となる部分がある場合もあります。)	(条例別表様式第1号及び第2号参照)
位置図 (付近見取図)	・方位記入 ・当該地を朱書きで表示	縮尺 1/2,500 程度のもの
配置図	・方位,敷地境界線,道路の位置,敷地内における建物等の位置を記入	縮尺 1/100 程度のもの
屋根伏図 (配置図と兼用可)	・方位,太陽光発電装置の位置を表示 ・メーカー,品番及びパネルの総面積を記入	
立面図	・太陽光発電装置を設置する面すべてを表示 ・装置の位置を表示 ・地上から装置の最高部までの高さを記入 ・メーカー,品番及びパネルの総面積を記入	
委任状	・申請手続を代理人に委任する場合	様式は問いません。
現況写真	・周囲の道路や広場から取り付け箇所を見たときの写真	
その他	・設置する太陽光発電装置のカタログ(使用する機種にマーキングする。)	カタログのカラーコピー可

太陽光発電装置のカタログのコピーの提出を求める場合があります。
申請に当たっては、2部(正・副)提出してください。

(例)

屋根伏図

立面図



風致地区における太陽光パネルの設置に係る許可の基準の参考図

図 - 1 太陽光パネルを勾配屋根に設置する場合の共通基準

設置する太陽光パネルは、公共用空地から見える、見えないにかかわらず、共通の基準として、次の2つの条件を設けています。

- 1 パネルの色彩は、枠を含み、光沢をおさえた黒、濃い灰色又は濃紺色（原則、彩度2を超えないもの）としてください。
- 2 パネルの設置形態は、建築物の棟を超えず、屋根面に密着させてください。

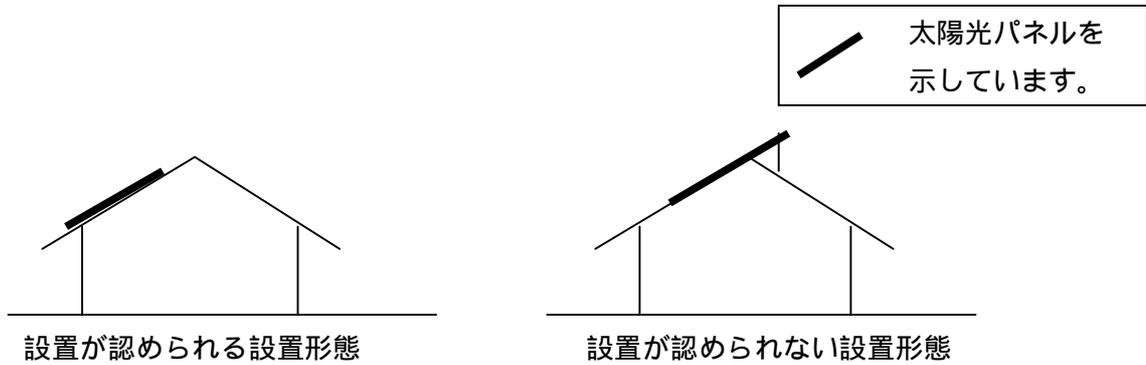
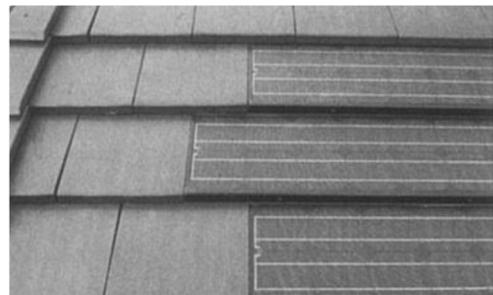


図 - 2 設置する太陽光パネルが、公共用空地から見える場合の基準

共通基準を満足するとともに、次の基準に適合するように設置してください。

- 1 太陽光パネルの形を整形なものに整るとともに、屋根の形状に合わせて配置してください。
- 2 瓦屋根に設置する場合には、瓦に近い幅の太陽光パネルを屋根の形に合わせて、段状に設置してください。

屋根材を兼ねた太陽光パネルの設置例



屋根材を兼ねない場合の太陽光パネルの設置例



切妻屋根での設置例

設置範囲を屋根の形状に合わせて合わせます。



屋根面と太陽光パネルの段差を目立たせないような措置を施します。

寄棟屋根等での修景措置の例

瓦屋根に太陽光パネルを設置する例



設置範囲を屋根の形状に合わせて段状に設置します。



屋根面と太陽光パネルの段差を目立たせないような措置を施します。

陸屋根に設置する場合には、公共用空地から見えない高さや配置とするなどの措置により、建築物から突出した見え方にならないように工夫して下さい。